⑸ Delivery place : As shown in the tender documentation.
⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : A, B, C or D.
⑺ Time limit of tender : By 2 : 00 p.m. 27 July 2012.
⑻ Contact point for the notice : Accounting Division, JAPAN RACING ASSOCIATION, HANSHIN RACECOURSE, 1―1, Komano-cho Takarazuka-shi, Hyogo-ken 〒665―0053 Japan TEL 0798―51―7151

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年６月７日
支出負担行為担当官
北陸農政局長　髙嶺　　彰
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　17
1　工事概要
⑴ 品目分類番号　41
⑵ 工事名　新川流域農業水利事業　新川河口排水機場第四期建設工事
⑶ 工事場所　新潟県新潟市西区五十嵐３の町地内
⑷ 工事内容　本工事は、国営新川流域農業水利事業計画に基づき、新川河口排水機場４号、２号、１号ポンプ導流壁（コンクリート構造物）の補修を行うものである。
① コンクリート打替工事
コンクリート取り壊し工　Ｖ＝46.7㎥
コンクリート復旧工　Ｖ＝31.8㎥
② コンクリート断面補修工事
表面はつり工　Ａ＝2,762㎡
断面補修工　Ａ＝2,762㎡
③ コンクリート断面修復工事
表面はつり工　Ｖ＝199㎥
断面修復工　Ｖ＝199㎥
④ 底版補修工　Ａ＝1,206㎡
⑤ 耐震補強工　１式
⑥ ＳＵＳ鋼板装着工　Ｎ＝14基
⑦ 床版設置工　１式
⑧ 仮設工　１式
⑸ 工期　平成27年６月15日まで
⑹ 使用する主要な資機材
埋設型枠　Ａ＝2,762㎡
高流動コンクリート　Ｖ＝199㎥
⑺ 本工事は、下記内容の対象工事である。
① 入札時に技術資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（標準Ａ―Ⅰ型総合評価落札方式）の工事である。
② 品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。
③ 品質・安全等が確保されないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
④ 北陸農政局が定める「低入札価格調査対象工事に係る対策について（平成18年７月12日付け北陸農政局整備部長名）」に基づき実施する低入札価格調査対象工事に対する試行工事である。
⑤ 契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の工事である。ただし、入札時ＶＥの提案範囲は対象としない。
⑻ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
⑼ 本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）により行う対象工事である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に変えることができる。
2　競争参加資格
次に掲げる⑴から⑾の全ての条件を満たしている者、若しくは条件を満たしている二者又は三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、共同企業体にあっては北陸農政局長から共同企業体として資格認定を受けた者であること。
⑴ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶ 北陸農政局における対象工事種別に係る平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者のうち、土木一式工事の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
⑷ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸ 北陸農政局における「土木一式工事」に係る平成23・24年度一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員は、客観点数が1,150点以上であること。上記⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。
⑹ 施工実績
① 単体の場合は、次に示すア又はイの同種工事の施工実績を有すること。なお、アとイの工事は別工事でも可とする。
また、特定建設共同企業体の場合は、単体の場合に準ずるが、代表者の施工実績で次に示すア又はイの同種工事の施工実績でも可とし、構成員の施工実績は次に示すウの同種工事の施工実績でも可とする。
ア 平成９年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、補修断面250㎡以上の埋設型枠工法によるコンクリート構造物の断面補修工
イ 平成９年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、補修断面400㎡以上の埋設型枠工法に類似する薄板パネル、薄板シート、鋼板巻立工法のいずれかによるコンクリート構造物の断面補修工
ウ 平成９年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、補修断面250㎡以上の埋設型枠工法に類似する薄板パネル、薄板シート、鋼板巻立工法、モルタルライニング工法のいずれかによるコンクリート構造物の断面補修工
② 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。
なお、当該実績が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑺ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
② 平成９年度以降に上記⑹に掲げる工事の施工経験を有する者であること。
③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（平成16年２月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。）を有する者であること。
なお、共同企業体の配置すべき技術者は、構成員の１社以上が監理技術者、その他の構成員は主任技術者とする。
また、当該経験が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
④ 平成24年９月４日以降に工事現場への専任が可能である者であること。